

答申第181号（諮問第239号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県労働委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定について、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、令和2年5月28日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県労働委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「令和2年第〇号個別労使紛争あっせんにかかる被申請者と労働委員会のやりとりの記録」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。

- (1) 電話処理箋
- (2) 個別労使紛争のあっせんについて
- (3) 事情聴取概要
- (4) 個別労使紛争のあっせんの打ち切りについて

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年6月25日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、氏名、住所等特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が含まれているため。

対象行政文書には、個人の健康状態等に関する情報が含まれており、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人名又は事業を営む個人の氏名が含まれており、公開することにより当該法人又は個人の社会的評価及び競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、実施機関が行う個別労使紛争のあっせんに関する情報が含まれており、当該あっせんの性質上、公開することにより当該あっせんの目的が達成できなくなるため。

- 3 審査請求人は、令和2年6月30日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 主に黒塗りとされた部分については、開示されるべきである。
- (2) あっせん被申請者の法人は、支払うべき賃金を支払っておらず問題がある。国への義務等を果たしていない会社を保護する必要はない。
- (3) あっせんは終了しており、実施機関はあっせん当事者双方の意見を聴取しているのだから実施機関としての意見を表に出すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第2号該当性について

対象行政文書には、あっせん申請の申請者及び被申請者個人に係る氏名、住所、健康状態等の情報、又はあっせん員の連絡先に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

2 条例第8条第1項第3号該当性について

対象行政文書には、被申請者の法人名又は事業を営む個人に関する情報が含まれており、当該情報を公開することにより、個別労使紛争のあっせん申請がなされたという情報が公開されることになり、当該法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

3 条例第8条第1項第7号該当性について

実施機関が行う個別労使紛争のあっせんは、申請に係る両当事者の秘密が守られることを前提としており、対象行政文書に含まれる、申請事案の内容や処理経過に関する情報が公開されれば、労使関係者に安心してあっせんを利用できない懸念を生じさせ、申請し又は申請に応じることをちゅうちょさせたり、制度への信頼が損なわれたりするなど、個別労使紛争のあっせん業務の目的が達成できなくなり、業務の公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

3 個別労使紛争あっせん事務について

実施機関が行う個別労使紛争あっせん事務は、個別労使紛争のあっせんに関する規則（平成14年宮城県規則第97号。以下「規則」という。）に基づき、個々の労働者と使用者との間の紛争について当事者間での解決が困難なときに、紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、労働問題に精通した学識経験を有する者があっせん員として指名され、両当事者の主張等を聴き取り、助言などを行って当事者間の自主的解決を支援する事務である。

手続に際して、あっせん申請を行うか否か、及び被申請者があっせんに応諾するか否かは当事者の意思に委ねられており、被申請者が応諾しない場合、当該あっせんは打ち切られる。

なお、あっせん員が行うあっせんの手続は公開しないものと規則第8条で規定され、実施機関のホームページにおいてもあっせんは非公開、秘密厳守であることが明記されている。

4 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(ロ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、あっせん申請者の氏名、申請者及び被申請者代表個人の住所、被申請者代表個人の健康状態、及びあっせん員の連絡先等が記録されている。これらの情報は特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められることから、条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

イ 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第3号の該当性について

本件行政文書には，個別労使紛争あっせんの被申請者である法人の名称及び代表者名，所在地等特定の法人が推測される情報が記録されている。

これらの情報が公開されると，労使間でトラブルが生じ個別労使紛争のあっせん申請がなされたことが明らかとなり，当該法人の社会的評価や信用が低下し，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから，条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関，県が設立した地方独立行政法人，公社又は国等の機関が行う検査，監査，取締り，争訟，交渉，渉外，入札，試験その他の事務事業に関する情報であつて，当該事務事業の性質上，公開することにより，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書には，申請に関して事情聴取を行った内容や，あっせん員と事務局職員との間のやりとり及び内部検討に関する情報が記録されている。

個別労使紛争あっせん事務は，手続の非公開やあっせん員の守秘義務が定められ，申請に係る秘密が守られることを前提としており，これらの情報が公開されると，労使関係者に安心してあっせんを利用できない懸念を生じさせ，申請し又は申請に応じることをちゅうちょさせたり，制度への信頼が損なわれたりするなど，個別労使紛争のあっせん業務の目的が達成できなくなり，事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから，条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別紙1に掲げる部分については、あっせん手続に関する一般的な内容又は前後の記載から容易に推測できる情報であり、当該部分を開示したとしても、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

なお、電話処理箋及び事情聴取概要における被申請者代表から聴取した内容については、実施機関は条例第8条第1項第7号のみを非開示理由としているが、代表の個人的な考え方の表明及び法人の内部管理に関する情報も含まれることから、条例第8条第1項第2号及び第3号も非開示理由とすべきである。

5 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、別紙1に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(1) 電話処理箋	1 ページ	作成年月日 「概要」欄中 1 行目 27 文字目, 36 文字目から 3 行目の終わりまで 20 行目 19 文字目から終わりまで 26 行目 1 文字目から 14 文字目まで 32 行目 1 文字目から 6 行目まで, 11 文字目から 終わりまで
	2 ページ	「今後の処理事項」欄中 1 行目 13 文字目から 2 行目 4 文字目まで 4 行目 2 文字目から 9 文字目まで 6 行目 2 文字目から 18 文字目まで
(2) 個別労使紛争の あっせんについて	2 ページ	7 行目 39 文字目から 8 行目 28 文字目まで 12 行目 5 文字目から終わりまで 13 行目 14 文字目から終わりまで
(3) 事情聴取概要	1 ページ	「概要」欄中 2 行目 23 文字目から 28 文字目まで, 39 文字目 から終わりまで 3 行目の全て 11 行目の全て
	2 ページ	「概要」欄中 15 行目及び 16 行目の全て 25 行目の全て 26 行目 4 文字目から終わりまで 28 行目 1 文字目から 6 文字目まで, 10 文字目か ら 30 行目の終わりまで 38 行目 1 文字目から 6 文字目まで 39 行目 9 文字目から終わりまで (19 文字目及び 20 文字目の字句修正を含む。) 「今後の処理事項」欄中 1 行目 24 文字目から 2 行目の終わりまで 4 行目 2 文字目から 9 文字目まで 6 行目 2 文字目から 18 文字目まで

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
(4) 個別労使紛争の あっせんの打切りに ついて	2 ページ	11 行目から 13 行目までの全て

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は、第2の2に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ページ数とは、第2の2に掲げる本件行政文書ごとに1枚目から順次ページを振ったものである。
- 3 ○行目とは、罫線が引かれている行については罫線ごとに数え、罫線がない部分については、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。
- 4 ○文字目とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いている。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2. 7. 30	○ 諮問を受けた。(諮問第239号)
令和3. 2. 22 (第412回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 3. 26 (第413回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 4. 23 (第414回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和3年6月2日現在）

氏 名	区 分	備 考
青 木 ユ カ リ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	会長職務代理者
滝 澤 紗 矢 子	東北大学大学院法学研究科教授	
千 葉 達 朗	弁護士	
松 尾 大	弁護士	会長